

# 2026年度板橋区アーチェリー協会 入会/継続申込書

20 年 月 日

|  |           |
|--|-----------|
| フリガナ<br>氏名                                       | 男 女       |
| 住所 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> | 住所変更<br>有 |
| 生年月日(西暦) 年 月 日                                   |           |
| 連絡先 TEL・携帯                                       |           |
| 学校名  |           |
| メールアドレス  |           |

当協会は入会申込書にご記入いただいた個人情報を、会員管理および活動運営の目的のみに利用し、適切に管理いたします。法令に基づく場合を除き、本人の同意無く第三者に提供することはありません。

|                                     |                  |                       |
|-------------------------------------|------------------|-----------------------|
| 入会申込                                | 継続申込             | 写 真                   |
| 入会金<br>一般・大学生 1,000円<br>中学・高校生 500円 | 該当金額に○           | のり<br>24X30mm<br>氏名記入 |
| 年会費(都ア協年会費を含む)                      |                  |                       |
| 一般・大学生<br>5,000円                    | 中学・高校生<br>2,500円 | 1月、2月に入会の時の年会費は半額     |

|               |      |       |
|---------------|------|-------|
| 東京都アーチェリー協会登録 |      |       |
| 選 手           | 審 判  | 高校生以下 |
| 2,000円        | 500円 | 200円  |

|   |                 |                 |
|---|-----------------|-----------------|
| 全日本アーチェリー連盟会員登録                                     |                 |                 |
| 19歳以上<br>6,000円                                     | 19歳未満<br>2,000円 | 中学生以下<br>1,200円 |
| 新規登録は板橋ア協会の事務手続き上<br>3/31、5/31、10/31 締切<br>学連登録者は不要 |                 |                 |

合計 円

|                          |
|--------------------------|
| 板橋区アーチェリー協会会員番号: 一       |
| 東京都アーチェリー協会登録番号: 13- 29- |
| 全日本アーチェリー連盟登録番号: 000     |

私は板橋区アーチェリー協会規約を遵守することを誓約します

扱 者

## 2026年度 委任状

板橋区アーチェリー協会 会長殿

私は今年度の定期総会に出席出来ない時には、板橋区アーチェリー協会会长に下記の議決権を委任します。

記

2026年度の板橋区アーチェリー協会総会の議決権を行使すること。

年 月 日

会員番号 一

氏名

領収書 年 月 日

様

金 円也  
上記金額正に領収しました

板橋区アーチェリー協会事務局  
〒175-0092 東京都板橋区赤塚6-31-15

|       |
|-------|
| 領収日付印 |
|       |

|    |
|----|
| 扱者 |
|    |

- \* 会員の期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- \* 年度途中の入会であっても3月31日までの期間とする。
- \* 毎年度末の手続きをもって、次年度の会員期間は継続される。